

県内事業者がスポットワーカー（スキマバイト）を
雇用すると最大**10万円手数料**を
支援します！

11月～対象業種を拡充！

～宿泊・飲食・小売業以外も対象になります～

秋・冬
版

補助対象経費

スポットワーカー活用にかかる
手数料(サービス利用料)



対象事業者

①もしくは②

- ①スポットワーカーの雇用をしたことがない事業者(所)
- ②(雇用実績がある場合)県主催セミナー(裏面参照)を視聴した事業者(所)

補助率

1/3

補助限度額

最大10万/社(所)
(下限1万円)

補助対象期間

令和6年11月18日～令和7年3月31日

補助金交付までの流れ

- ① 申込書提出
- ② スポットワーカー雇用(2月末まで)
- ③ 交付申請兼実績報告書を提出
(R7年3月31日×)
- ④ 補助金交付

活用例

- スポットワーカーを3人(時給1,000円、5時間勤務)、10日間雇用した場合、
手数料が**4.5万円**(賃金の30%の場合)発生します。
- 本制度を活用すると、手数料の1/3に相当する
1.5万円の補助があります。

申請・お問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課
産業人材室
Tel : 0776-20-0390
E-mail : rousei@pref.fukui.lg.jp

※補助要件等の詳細は、福井県ホームページで
必ずご確認ください。

スポットワーカー活用支援事業補助金

検索



県主催「スポットワーカーを活用した人材確保セミナー」の オンライン視聴について

このような事業者様の
スポットワーカー活用の疑問にお答えします！

スポットワーカー
って何？

スポットワーカー
から引き抜きも
可能？

手数料はどれくらい
かかるの？

どうやって
活用するの？

講演内容

- (1)「スポットワークの全体像および協会活動について」
一般社団法人スポットワーク協会
- (2)「人手不足解消に向けた新たな雇用と働き方の活用について」
株式会社タイミー
- (3)「採用コストの削減とスキマバイトのお得な使い方」
株式会社メルカリ
- (4)施策説明「スポットワーカー活用支援補助金について」
福井県労働政策課

視聴ご希望の方は右のQRコード
からフォームにご入力ください！
※2～3営業日以内に視聴URLを記
載したメールをお送りします。

